

辰野町診断士による耐震診断事業実施要綱

辰野町診断士による耐震診断事業実施要綱（平成15年辰野町告示第3号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この要綱は、既存木造住宅の所有者が自己の居住する住宅の耐震診断を実施するにあたり、長野県木造住宅耐震診断士を派遣し、耐震診断を行うことにより、地震に対する建物の安全性に関する意識の啓発及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊の被害を防止する。

（定義）

**第2条** この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 既存木造住宅 次に掲げる要件全てに該当するもの。
  - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。以下同じ。）
  - イ 木造在来工法の住宅
  - ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- （2） 診断士 長野県木造住宅耐震診断士登録要綱第2の規定により、知事が登録した者をいう。
- （3） 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルによる精密耐震診断の方法に基づき、既存木造住宅の耐震診断を実施すること。
- （4） 総合評点 診断表による耐震診断又は診断士による耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表の区分による。

（事業内容）

**第3条** 町長は、既存木造住宅の所有者で希望する者のうち、耐震性能を向上させるための補強工事を実施する意思表示のあるものに診断士を無料で派遣し、精密耐震診断を行うことができる。

2 前項の派遣費用については辰野町の負担とする。

（委託業務）

**第4条** 前条第1項の事業については、全部又は一部を委託することができる。

（申請手続き）

**第5条** 第3条第1項の規定による精密耐震診断を希望する者は、辰野町精密耐震診断士派遣申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(診断士の派遣決定)

**第6条** 町長は、前条に規定する診断士派遣の申込みを受けたときは、当該書類の内容を審査し、診断士の派遣を決定する。

(診断士の派遣通知)

**第7条** 町長は、前条の規定により診断士の派遣を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由をつけて、当該申請者に診断士を派遣しない旨の通知をするものとする。

3 町長は、第1項の規定による診断士派遣通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(診断士派遣の中止等)

**第8条** 診断士の派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）は、事情により耐震診断を取りやめるときは、速やかに町長にその旨の通知をしなければならない。

(診断士派遣の取消し)

**第9条** 町長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他の不正行為により診断士の派遣の決定を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の返還)

**第10条** 町長は、前条の規定により派遣の通知を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断に係る費用の支払を命じることができる。

(診断結果の報告)

**第11条** 町長は、派遣決定者に対して報告書を送付するものとする。

(耐震診断申込者に対する指導)

**第12条** 町長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

**第13条** この要綱に定めているものの他、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

別表（第2条関係）

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。